

別 紙

医療福祉費支給制度（マル福）取り扱いについての留意事項

ひたちなか市国保年金課

● ひたちなか市独自助成について

マル福は県内共通の制度ですが、市では妊産婦と小児に対し独自に助成しています。

公費負担者番号	区分	特記事項
86080942 (県制度)	妊産婦	◆ 自己負担金あり（調剤薬局を除く） ① 外来1日 600円（医療機関ごと月2回まで） ② 入院1日 300円（月3,000円まで）
84080944 (県制度)	小児	◆ 妊産婦は対象疾病を限定（他科での受診は、産科・婦人科を標榜する医療機関からの紹介がある場合に対象）
87080941 (県制度)	父子家庭	◆ 下記対象分について自己負担金無料化（市より償還払い） ➢ 妊産婦 - 外来・入院自己負担金
88080940 (県制度)	母子家庭	➢ 小児 - 外来（3歳未満）・入院自己負担金
83080945 (県制度)	重度心身障害者	◆ 自己負担金なし
85080943 (県制度)	高齢（65歳以上） 重度心身障害者	◆ 自己負担金なし
96XXXXXX (市独自)	妊産婦特例 (対象外疾病)	◆ 県制度では対象外となる疾病的助成 ◆ 現物給付不可（市より償還払い）
90080946 (市独自)	小児特例 (中学生外来)	◆ 自己負担金あり（調剤薬局を除く） ・ 外来1日 600円（医療機関ごと月2回まで）

● 受給資格の確認について

市ではマル福分のレセプトについて受給資格の点検を行っており、有効期間外の受診が判明した場合は返戻対象とさせていただく場合があります。

対象者が受診する際には下記の点に注意し、④医療福祉費受給者証の記載内容を確認のうえ、ご不明な点がある場合には、国保年金課医療係までお問い合わせください。

- ✓ 受給者証の有効期間が切れていないか
- ✓ 受給者証の公費負担者番号・受給者番号等に変更がないか

● 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の取り扱いについて

学校（幼稚園・保育園含む）管理下での負傷又は疾病など、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる医療費については、災害共済給付の適用を優先してください。

子どもの保護者に対しては、学校管理下での負傷又は疾病により受診する際は、やむを得ない場合を除いて受給者証を使用しないよう周知しています。

保護者から学校管理下での負傷又は疾病であると申し出があった場合は、マル福を使わずに保険診療の一部負担金を保護者に請求してください。

災害共済給付制度の内容につきましては、学校又は日本スポーツ振興センターへお問い合わせください。



マルフクロウ